

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08 026

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘書官審審長長

①②③④ 査総 外
大 大 ア 察括 研
使 使 人 審 審 長

総口対文②厚情研

察人②在儀警史オ

④報官 参報際内外

文長 審一二

移長 参政保対旅外

長 ④地中東
④①東西
一

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西口洋
一
西東

近ア長 参一二アア
一一

経 次総経途
長 参経漁国
一
経エ国
安ホ

参海 審準

経協長 審④国開無
審調④有理

④長 審条協規

国 審政経人
長 審軍社

科審 科原

④調長 参④④調
企安

総 番 号 R108582

月 28日

平成 4年 5月 28日

外 務 大 臣 殿

韓 国 発
本 省 着

柳 大 使

主 管

亞 北

平成4年度在韓ひ爆者支援拠出金の拠出

秘密指定解除
公文書監理室

第2049号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO1763-02）

秘密指定解除

公文書監理室

秘

貴電ア北第937号に関し、

1. 27日、相馬より、辛炯恩(シン・ヒョングン)外務部東北亜1課事務官に対し、冒頭貴電1.(1)～(3)を説明し、また、同貴電別FAX信の口上書、要旨及びガイドラインの文面案を提示のうえ、韓国外務部発当館宛の口上書の文言の修正の必要性につき説明した。以上の説明に対し、先方が、担当官レベルの意見であると前置きしつつ述べた点、以下の通り。とりあえず。

(1) (冒頭貴電1.(1)～(3)の本件拠出要領につき)冒頭貴電1.

(1)、(2)とも、(在韓被爆者支援特別基金拠出金の平成3年度分の拠出におけるものと同様であり、)問題ないとする。同貴電1.(3)の日本側と韓国側の間の確認事項についても、そのうち(イ)及び(ロ)は本件拠出金平成3年度分の拠出における要領と同じことを確認するものであり、また、同(ハ)についても確認の必要性自体は不自然なものではないと思われ、いずれも特に問題はないと考える。

(2) (冒頭貴電3.後段の韓国外務部発当館宛口上書の文言の修正につき)

平成4年度分の拠出についても平成3年度分の拠出要領を踏襲するということであれば、敢えて文言を修正する必要はないと考える。

(これに対し、当方より、口上書の文言は、改善の余地あらば、拠出の実態をより正確に反映したものとするべきであり、また、昨年9月に交換した前回口上書は平成3年度の拠出金に関して規定したものであって、本年度の拠出金についての口上書は別途の拠出について改めて交換するものであることから、その文言が変更されることにより前回拠出分に何らかの影響が及ぶというような不都合もない、等の点を再度強調したところ)盧泰愚(ノ・テウ)大統領訪日の際に海部総理(当時)より表明された、総額40億円程度の支援は、本年度をもってその拠出が終了するのであり、今後も継続するものでないため、今回敢えて文面修正を行う必要を感じない。

(3) いずれにせよ、日本側の説明は理解したので、本件拠出金の拠出要領に

秘密指定解除

公文書監理室

秘

つき部内で検討し、追って結果を連絡する。趙重杓(チョ・ジュンボク)東北亜1課長が出張中であるため、右連絡は来週以降になると思う。

2. 上記1. のやり取りの後、当方より、上記1. (1)の末尾(冒頭貴電1. (3)(ハ))に関連して、本件拠出金平成3年度分の使用状況如何について言及したところ、先方より、正確なところは大韓赤十字社に照会する必要があるが、基本的に、韓国側が健康福祉センター設立に当たり確保することになっている建設用地が確保出来ずに、使用されていない状況(往電第590号1.)には変わりないものと承知していると述べ、更に、日韓間で本件支遣が決定されるに先立って、韓国側で十分な内部調整が行われなかったため、現在に至るまで、保健社会部、赤十字社、被爆者協会等、韓国側当事者間の思惑が異なり、本件拠出金平成3年度分が円滑に使用されていない旨示唆するところがあった。

(了)